寒川広域リサイクルセンター
長期包括運営責任業務委託事業

公 募 説 明 書

平成 25 年 10 月 2 日

寒川町

目　次

本公募説明書は、寒川町（以下「町」という。）が「寒川広域リサイクルセンター長期包括運営責任業務委託事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を公募型プロポーザルにより選定するにあたり適用するものであり、本公表に基づく民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、募集要項（公募説明書、要求水準書、基本契約書案、事業契約書案、様式集、参考資料）によるものとする。

本事業に係る公募に参加することを希望する者は、募集要項に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、募集要項に沿って、本事業の目的に合った条件で、応募書類等の作成を行うものとする。

1　事業者選定の公表日

平成 25 年 10 月 2 日

2　発注者

寒川町長　木村俊雄

3　担当部局等

(1)　担当部局及びその連絡先

本公募において、本事業の事務及び公募手続を担当する部局（以下「担当部局」という。）は、以下のとおりとする。なお、本公募において参考資料の配布、閲覧及び見学を行う場所も同様とする。

寒川町　環境経済部　環境課　広域リサイクルセンター

住　　所：〒253-0106 神奈川県高座郡寒川町宮山 2524

電　　話：0467-74-5547

ＦＡＸ：0467-74-5568

Ｅ-mail：recycle@town.samukawa.kanagawa.jp

(2)　アドバイザー

担当部局の行う事務に対する助言を行うものとして、以下のアドバイザーを置く。

ア　株式会社日本総合研究所

イ　西村あさひ法律事務所

4　事業名称

寒川広域リサイクルセンター長期包括運営責任業務委託事業

5　事業場所

寒川広域リサイクルセンター（以下、総称して「本施設」という。）

神奈川県高座郡寒川町宮山 2524

6　事業概要

(1)　運営事業者が実施する業務範囲と主な業務内容

本事業は、町及び茅ヶ崎市（以下「市」という。）の収集した資源物及び住民（事業者を除く）が直接、本施設に搬入する資源物の処理を中心とした、本施設の敷地内におけるすべての業務を包括的に委託するものである。したがって、業務範囲は、本施設の敷地内で発生するすべての業務とする。

本事業において、運営事業者と町の主な業務分担は、次の表のとおりとする。

No	区分	業務内容	所掌範囲		備考
			町	受託者	
1	運営全般業務	ごみ処理基本計画等の作成	○		
		施設管理	○		
		近隣等の外部対応	○		
		国・県等への各種報告	○	△	
		施設見学者・行政視察等の対応	△	○	
		環境学習イベント等の運営業務	△	○	
		来訪者及び各種問い合わせ等の対応		○	
		土曜日及び祝日における運営業務		○	
		ホームページ等の作成・更新	○		
		行政財産許可関係	○		
2	搬出入管理業務	資源物の収集・運搬	○		
		一般持込者受付・確認・誘導		○	
		搬入車輛の計量・記録・確認		○	
		搬出車輛の計量・記録・確認		○	
		搬入物の計量・記録・確認		○	
		搬入禁止物・不適物の確認、指導	△	○	
		プラットホームでの車輛の誘導・指示		○	
		処理不適物の搬出		○	
		資源化物の搬出車輛への積み込み・搬出	○	△	
		処理不適物等搬出車輛の準備　・整備		○	
		資源物持ち込みによる料金徴収		○	現在は徴収していない
3	運転管理業務	年間運転計画の策定		○	
		年間施設修繕・保全計画の作成		○	
		運転管理（監視・操作・点検・測定）		○	
		資源物の選別・圧縮・梱包・保管業務		○	
		資源化物の売却	○		
		ユーティリティの管理業務（電気・上下水道・燃料・薬剤等）		○	
		資源化物の性状分析		○	
4	維持管理業務	建物・建築設備に関する維持管理業務		○	
		消耗品・予備品の調達・管理		○	
		施設内機器点検整備		○	
		施設内機器修繕		○	
		設備性能維持保全		○	
		施設の計画修繕		○	
		施設の主要機器の更新		○	
		備品、什器類、展示物に関する維持管理業務		○	
5	環境管理業務	騒音・臭気・排水等の測定分析		○	
		作業環境測定		○	
6	データ管理業務	運転管理データ（搬入搬出量・品質・騒音規制値・機器点検等）		○	
		保守管理データ（定期点検・補修・部品納入等）		○	
		設計図書類	○		
7	施設性能の確認検査業務	精密機能検査		○	
8	その他関連業務	安全衛生管理		○	
		警備業務（防火・防犯）		○	
		清掃業務（敷地内全域）		○	
		エレベータ管理業務		○	
		植栽管理（敷地内全域）		○	
		事業準備		○	

※　表内において、○は主に担うものを表し、△は協力するものを表す。

(2)　特別目的会社の設立

優先交渉権者決定後、優先交渉権者は、速やかに特別目的会社を設立し、本事業の事業契約を締結する。

(3)　学習計画書の作成

運営事業者は、事業準備期間開始までに、事業準備期間における本施設の視察及び書類確認の計画書（以下「学習計画書」という。）を提出し、町に確認を受けるものとする。

(4)　運営維持管理業務の準備業務（事業実施計画書の作成）

運営維持管理業務に係る事業実施計画書を提出し、町に確認を受けるものとする。事業実施計画書の構成等の詳細は、要求水準書に示す。

(5)　本施設の運営維持管理業務

ア．　搬出入管理業務

搬出入管理業務とは、運営維持管理業務のうち、資源物の受入及び資源化物等の搬出に係る業務をいう。詳細は、要求水準書に示す。

イ．　運転管理業務

運転管理業務とは、運営維持管理業務のうち、運転、ユーティリティの確保、日常点検等、本施設の運転に係る業務をいう。詳細は、要求水準書に示す。

ウ．　維持管理業務

維持管理業務とは、運営維持管理業務のうち、定期点検・整備、部品等の調達、各種修繕・補修等、本施設の維持管理に係る業務をいう。詳細は、要求水準書に示す。

エ．　その他運営維持管理に関わる業務

その他の運営維持管理に関わる業務の詳細は、要求水準書に示す。

(6)　その他の付帯業務

ア．本施設の見学者対応及び行政視察対応を行うこと。

イ．地元対応へ協力すること。

(7)　事業期間終了時の取扱い

町は、事業期間終了後も本施設を継続して使用する予定であるため、町ないしは町が指定する第三者への引継ぎが可能となるよう、運営事業者は要求水準書に示す業務を行う。

7　事業期間等

運営準備期間、乖離請求期間、運営期間及び事業期間は、次のとおりとする。

運営準備期間：事業契約締結日から平成 26 年 6 月 30 日まで

乖離請求期間：平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日まで

運営期間　：平成 26 年 7 月 1 日から平成 44 年 3 月 31 日まで

事業期間　：事業契約締結日から平成 44 年 3 月 31 日まで

8　事業者選定の手続

(1)　契約締結までの流れ

事業者選定の公表から契約締結に至るまでの流れは、図表 1 のとおりである。

図表 1　契約締結までの流れ
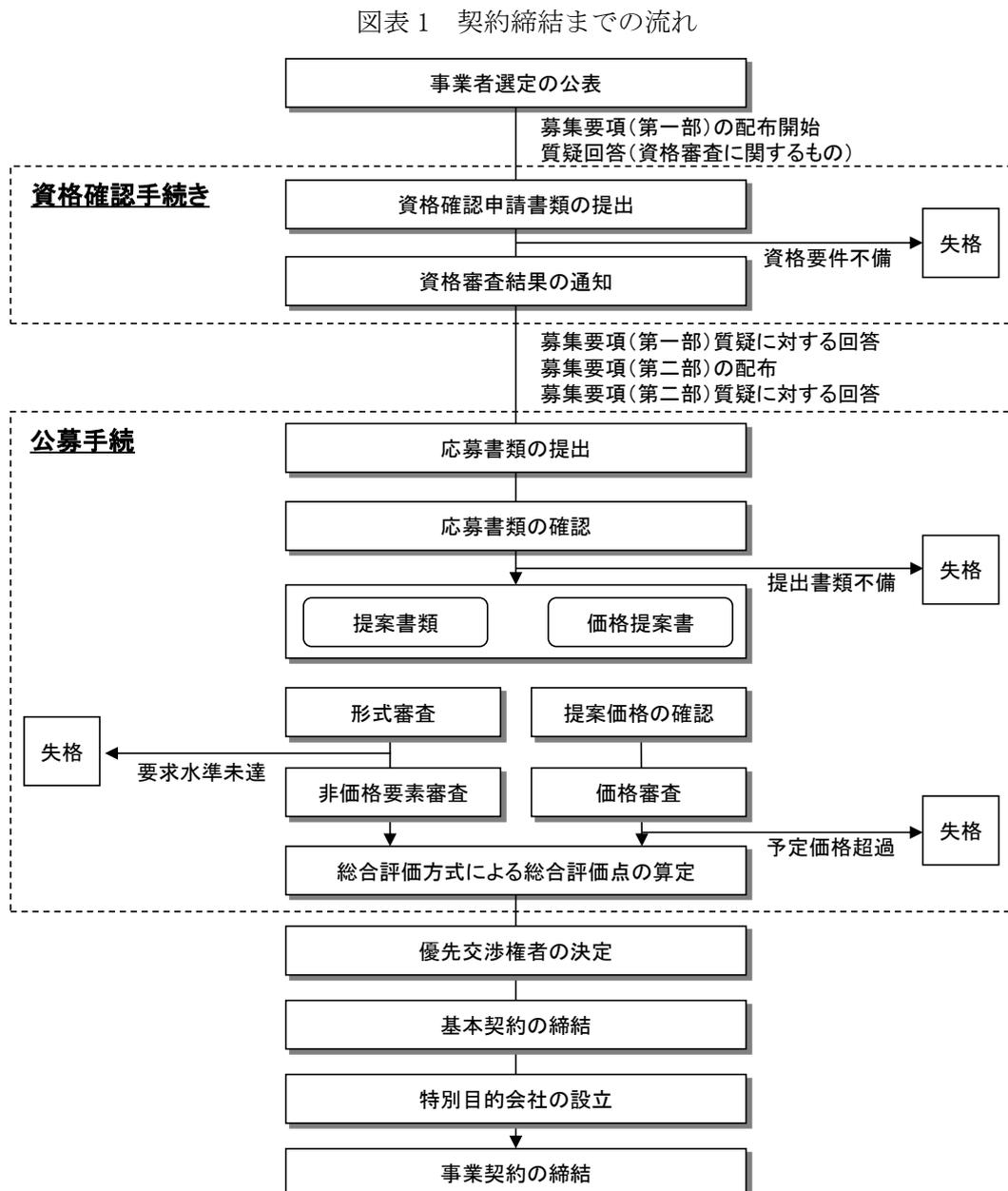
(2)　契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでのスケジュール（予定）は図表２のとおりである。

図表２　契約締結までのスケジュール（予定）

ア	事業者選定の公表	平成25年10月 2日（水）
イ	募集要項（第1部）の公表	平成25年10月 2日（水）
ウ	資格審査に関する質疑提出締切	平成25年10月 9日（水）
エ	資格審査に関する質疑回答	平成25年10月16日（水）
オ	募集要項（第1部）に関する質疑提出締切	平成25年10月16日（水）
カ	資格確認申請書類の提出締切	平成25年10月23日（水）
キ	資格審査結果の送付	平成25年10月30日（水）
ク	募集要項（第1部）に関する質疑回答の送付	平成25年10月30日（水）
ケ	募集要項（第2部）の送付	平成25年10月30日（水）
コ	現地視察の実施	平成25年10月31日（木） ～ 11月 6日（水）
サ	募集要項（第2部）に関する質疑提出締切	平成25年11月13日（水）
シ	募集要項（第2部）に関する質疑回答の送付	平成25年11月27日（水）
ス	応募書類の提出締切	平成25年12月17日（火）
セ	本審査の実施	平成25年12月 ～平成26年2月
ソ	優先交渉権者の決定	平成26年 2月
タ	契約詳細の協議	平成26年 2月～3月
チ	契約締結	平成26年 4月 1日（火）

なお、上記スケジュールは、公募型プロポーザルに参加する単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）の応募の状況、審査委員会の審査の進捗状況等により変更する可能性がある。

(3)　審査委員会の設置

寒川町は総合評価方式による優先交渉権者の選定等、町が必要な事項を検討するにあたり複数名の有識者等から組織され、本事業に関する町のアドバイザー業務を受託した株式会社日本総合研究所を事務局とする審査委員会から意見を聴くものとする。

委員は以下のとおりである。

（敬称略）

委　　員	所　　属
河邊　安男	一般財団法人日本環境衛生センター　理事
佐藤　長英	西村あさひ法律事務所　弁護士
藤井　美文	文教大学国際学部　教授
木内　幸	寒川町環境経済部　部長
高橋　里幸	茅ヶ崎市環境部　部長

9　募集要項（第１部）

(1)　募集要項（第 1 部）の構成

募集要項（第 1 部）は以下のア～ウの書類により構成される。これらの書類（参考資料を除く）は応募書類を作成するにあたっての条件であり、契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となるものである。

ア　公募説明書

イ　要求水準書

ウ　様式集（第 1 部）

(2)　募集要項（第 1 部）の公表

募集要項（第 1 部）は、平成 25 年 10 月 2 日（水）に町のホームページ上で公表する。

(3)　募集要項（第 1 部）に関する質疑回答

ア　質疑の受付

(ｱ)　受付期間：

平成 25 年 10 月 2 日(水)から 10 月 9 日(水)12 時まで（資格審査関連）

平成 25 年 10 月 2 日(水)から 10 月 16 日(水)12 時まで（募集要項（第 1 部）関連）

(ｲ) 質疑の方法

募集要項（第 1 部）（参考資料を除く）について質疑のある者は、「資格審査に関する質疑書」（様式第 1 号①）及び「募集要項（第 1 部）に関する質疑書」（様式第 1 号②）に、その内容を簡潔に記載し、3(1)の担当部局の電子メールアドレス宛に送信すること。電子メール送信にあたっては、表題は「募集要項（第 1 部）に関する質疑」とすること。原則として、持参、郵送、ＦＡＸ、電話等による質疑は受け付けない。電子メール送信後、担当部局に確認の連絡をいれること。

イ　質疑の回答

(ｱ)　回答日　：　平成 25 年 10 月 16 日(水)（資格審査関連）

平成 25 年 10 月 30 日(水)（募集要項（第 1 部）関連）

(ｲ)　回答方法

町のホームページにて公表する。なお、本事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、すべての質疑に回答するとは限らない。

10　参加資格要件等

(1)　応募者の構成

ア　応募者は、本件施設の運営維持管理業務等を実施する予定の応募企業又は応募グループと

する。また、応募者は、応募企業又は応募グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

イ　応募企業又は構成員（構成企業のうち、特別目的会社に対し、出資を行う者をいう。以下同じ。）は、出資を行い、特別目的会社を設立する。

ウ　応募グループにあっては、構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。なお、応募企業は代表企業を兼ねるものとする。

エ　応募者は、応募にあたり、応募企業、構成員及び協力会社（構成企業のうち、特別目的会社に出資しない者をいう。以下同じ。）を明らかにする。

オ　代表企業、構成員又は協力会社の変更は認めない。ただし、特段の事情があると町が認めた場合は、この限りではない。

カ　応募企業、構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募企業、構成員又は協力会社となることはできない。

キ　応募者は、他の応募者の応募企業、構成員又は協力会社の関係会社に該当する企業を、応募企業、構成員又は協力会社とすることはできない。また、応募者は、応募企業、構成員又は協力会社の関係会社が、他の応募者の応募企業、構成員又は協力会社とならないようにしなければならない。なお、本公募説明書において、「関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 8 項に規定する関係会社をいう。

ク　同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2)　応募者の参加資格要件

ア　共通の参加資格要件

応募企業、構成員又は協力会社はすべて、次の要件を満たさなければならない。

(ｱ)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。また、本件の公募の日前、2 年以内に手形交換所による取引停止処分を受け、又は 6 か月以内に不渡手形若しくは不渡小切手を出していない者であること。

(ｲ)　かながわ電子入札共同システムを通して名簿に登載されている者であって、本事業の資格審査申請書等の提出日から契約締結の日までの期間に、寒川町指名停止に関する取扱基準（昭和 52 年 7 月 1 日）に基づく指名停止を受けている者でないこと。

(ｳ)　公告日直前に終了した事業年度（1 年分）に係る法人税、都道府県税及び事業税、市町村民税の滞納がない者であること。

(ｴ)　寒川町暴力団排除条例（平成 23 年寒川町条例第 11 号）第 2 条第 1 号から第 3 号及び第 5 号に該当しない者であること。

(ｵ)　会社法（平成 17 年法律第 86 号）施行前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申立て若しくは通告、会社法第 511 条に基づく特別清算開始の申立て、

旧破産法(大正 11 年法律第 71 号)第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立て、旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、旧会社更生法又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。）でないこと。

(ｶ)　本事業に関する町のアドバイザー業務を受託した株式会社日本総合研究所及び同協力事務所である西村あさひ法律事務所又は当該受託者と関係会社の関係のある者でないこと。

(ｷ)　本事業の審査についての助言を行う審査委員会の委員と、関係のある者でないこと。

イ　運営維持管理業務に係る実績

本施設の運営維持管理業務の実施にあたり、応募者に求める実績は以下のとおりである。応募グループで参加する場合には、応募グループとして、以下のすべての要件を満たせばよいものとする。

- 手選別工程を含むリサイクル施設の運転実績を 1 年以上有すること。
- 手選別工程を含むリサイクル施設の維持管理実績を有すること。
- 手選別工程を含むリサイクル施設の班長又はそれに次ぐ職務の経験者を各班に配置できる体制を有すること。

(3)　参加資格の喪失等

ア　参加資格確認基準日は資格確認申請書類受付期間の最終日とする。

イ　応募者を構成する企業が、応募書類の提出までの間に(2)に掲げる資格を欠くこととなった場合は、原則として当該応募者の参加資格を取り消す。ただし、「(2)に掲げる資格を欠くこととなった企業以外の当該応募者の残存企業（以下「残存企業」という。）が、(2)に掲げる資格を欠くこととなった企業に代わる新たな企業を補充した上で新たに応募者を構成し、かつ、応募書類の提出日までに参加資格の確認申請手続を完了し、参加資格を得られた場合」、及び「新たな企業を補充しなくても参加資格を満たしていることを町が確認できた場合」に限り、応募手続を継続することができる。

ウ　応募者を構成する企業が、応募書類の提出から事業契約締結までの間に(2)に掲げる資格を欠くこととなった場合は、当該応募者の参加資格を取り消すことができる。ただし、残存企業が設立する予定の特別目的会社の事業能力を勘案し、新たな企業を補充しなくても契約締結後の事業運営に支障をきたさないと町が認めた場合に限り、当該応募者との契約手続を

続行することができるものとする。

11　参加資格確認

町は、応募者の参加資格の確認を行うために資格審査を実施する。応募者は次に従って参加資格確認の申請を行い、審査を受けるものとする。

(1)　資格確認申請書類の構成

資格審査を行うための書類（以下、「資格確認申請書類」という。）は以下のとおりとする。参加資格確認申請書を、かながわ電子入札共同システムへの登録名以外で提出する場合には、委任状（かながわ電子入札共同システムへの登録者から代理人に公募手続等を委任するもの）（様式第 4 号①）を提出すること。なお、キ～ケについては、資格審査後に行われる本施設の視察及び参考資料の配布・閲覧（13 に規定するもの）を希望する場合に提出すること。

ア　参加資格確認申請書（様式第 2 号）
イ　応募者の構成（様式第 3 号①、②－1、②－2）
ウ　委任状（代表企業に公募手続等を委任するもの）（様式第 4 号②）
エ　運転・維持管理業務等の実績（様式第 5 号）
オ　エを証明する書類
カ　誓約書（情報開示に関するもの）（様式第 6 号）
キ　現地視察及び参考資料の配布・閲覧申込書（様式第 7 号）
ク　会社概要（各構成企業分）
ケ　法人登記簿謄本（各構成企業分）
コ　印鑑登録（各構成企業分）
サ　財務諸表（有価証券報告書等）（各構成企業分）

(2)　資格確認申請書類の提出

資格確認申請書類は、正本 1 部を以下のとおり持参すること。

ア　受付期間　：　平成 25 年 10 月 17 日(木)から 10 月 23 日(水)まで
イ　受付時間　：　9 時から 14 時まで
ウ　受付場所　：　3(1)の担当部局

(3)　資格審査結果

資格審査結果は、平成 25 年 10 月 30 日(水)に書面（「資格審査結果通知書」）により代表企業に通知する。

12　募集要項（第２部）

(1)　募集要項（第２部）の構成

募集要項（第２部）は以下のア～ウの書類により構成される。これらの書類は応募書類を作成するにあたっての条件であり、契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となるものである。

ア　基本契約書案

イ　事業契約書案

ウ　様式集（第２部）

(2)　募集要項（第２部）の送付方法

募集要項（第２部）については、資格審査の結果、参加資格が認められた応募者（以下「参加資格者」という。）の代表企業に対して、11(3)に示す通知とともに電子メールにて送付する。

(3)　募集要項（第２部）に関する質疑回答

ア　質疑の受付

(ｱ)　受付期間　：　平成25年10月31日(木)から11月13日(水)12時まで

(ｲ)　質疑の方法：

募集要項（第２部）について質疑のある参加資格者は、「募集要項（第２部）に関する質疑書」（様式第８号）に、その内容を簡潔に記載し、代表企業が取りまとめて、3(1)の担当部局の電子メールアドレス宛に送信すること。電子メール送付にあたっては、表題は「募集要項（第２部）に関する質疑」とすること。原則として、持参、郵送、ＦＡＸ、電話等による質疑は受け付けない。電子メール送信後、担当部局に確認の連絡をいれること。

なお、参考資料に関する質問は、原則受け付けないものとする。

イ　質疑に対する回答

(ｱ)　回答日　：　平成25年11月27日（水）

(ｲ)　回答方法：

質疑を提出した参加資格者の代表企業宛に電子メールにて回答する。なお、本事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、すべての質疑に回答するとは限らない。

13　本施設の視察及び参考資料の配布・閲覧

参加資格者は、本施設の視察を行うことができる。また、参加資格者に対して、(5)に示す参考資料を以下のとおり配布するとともに、閲覧を認めるものとする。なお、申込については、資格確認申請書類提出時に行うこと。申込を行った参加資格者の代表企業に対し、11(3)に示す通知とともに「現地視察及び参考資料配布・閲覧案内」を送付する。

(1)　視察日　　：　「現地視察及び参考資料配布・閲覧案内」に記載
（平成 25 年 10 月 31 日（木）から 11 月 6 日（水）までの午前 10 時～12 時及び午後 2 時～4 時の期間に実施する。申し込み希望日を参考に町が指定する。）

(2)　集合時間　：　「現地視察及び参考資料配布・閲覧案内」に記載

(3)　集合場所　：　3(1)の担当部局（寒川広域リサイクルセンター）

(4)　視察方法　：　視察は参加資格者ごとに行う。視察人数は 5 名までとする。

(5) 参考資料一覧：

ア　完成図書
イ　図面類
ウ　完成写真
エ　取扱説明書
オ　試運転記録、予備・性能試験記録
カ　施工図
キ　施工計画書・要領書
ク　内訳書
ケ　工場製作工程写真
コ　建築電気設備
サ　建築機械設備
シ　建築工事
ス　主要機器メーカリスト
セ　承諾申請図書
ソ　確認申請書類
タ　建築機械設備　納入仕様書
チ　建築電気設備　納入仕様書
ツ　工場立会検査申請書
テ　検査要領書
ト　検査成績書
ナ　調査報告書
ニ　検査報告書
ヌ　工程会議資料
ネ　建築工事監理業務委託報告書

14　応募書類の提出

(1)　応募書類の構成

参加資格者は応募書類を提出する。（書類を提出した参加資格者を「公募参加者」という。）提出を求める応募書類の構成は以下のとおりとする。

ア　価格提案書（様式第 9 号）

イ　委任状（代理人が価格提案書を提出する場合。）（様式第 10 号）

ウ　誓約書（様式第 11 号）

エ　技術提案書（様式第 12 号、別添「要求水準書適合状況表」）

オ　事業計画書（様式第 13 号）

カ　業務分担届出書（様式第 14 号）

(2)　応募書類の提出

(1)に示す書類のうち、ア～ウについては 1 部を、エ～カについては、各々正本 1 部、副本 9 部、CD-R 3 部を、以下のとおり持参すること。なお、アは封筒に入れ封緘し、封筒に代表企業名を記載すること。エ及びオはそれぞれ綴じること。正本は、添付資料を含め応募者名がわかる形のもの、副本は、添付資料を含め、正本から社名及び社名を類推できる表現・ロゴ等を外したもの（押印不要）とする。

ア　受付日　　：　平成 25 年 12 月 17 日(火)

イ　受付時間　：　9 時から 14 時まで

ウ　受付場所　：　3(1)の担当部局

エ　注意事項

CD-R には、(1) のエ～カのうち、電子データで提出が可能なものを格納すること。

CD-R への格納の条件は次のとおりとする。

・CD-R　：　Windows フォーマット

・OS　：　Microsoft 社製の Windows XP 以降のバージョン

・使用アプリケーション　：　Microsoft 社製の Word2003、Excel2003 で判読可能なものとする

(3)　辞退

参加資格者は、いつでも辞退することができる。辞退する場合は、できるだけ早い段階で「辞退届」（様式第 15 号）を 3(1)の担当部局に持参すること。

(4)　失格

以下のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア　公募に参加する資格がない者がした応募

イ　委任状を持参しない代理人のした応募

ウ　資格確認申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をした者の応募

エ　応募書類の記載事項が不明なもの又は応募書類に記名押印のないもの

オ　応募書類が不足しているもの

カ　他人の代理を兼ね、2 通以上の価格提案をした価格提案書

キ　価格提案書の金額を改ざんし、又は訂正したもの

ク　一定の金額で価格を表示していないもの

ケ　価格提案について不正な行為があったとき

コ　予定価格を超える金額で価格提案したもの

サ　期限までに到達しなかった応募書類

シ　事業計画書に示す内訳と価格提案書に示す価格が異なるもの

ス　その他公募に関する条件に違反したとき

(5)　応募にあたっての留意事項

応募にあたっては、応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号)」及び「刑法（明治 40 年法律第 45 号)」に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に募集手続を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、町は当該応募者を募集手続に参加させず又は募集手続の執行を延期若しくは取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。

また、その他、町が必要と認めたときは、公募手続を延期、中止、又は取消すことがある。

(6)　応募書類の修正等の禁止

応募書類の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回をすることは認めない。ただし、この規定は審査の過程において、町がこれらの書類の明瞭化作業を行うことを妨げない。

(7)　著作権

町は、著作権が応募者に帰属する応募書類について公表等の必要がある場合は、著作権を保有する者の許可を得て公表することができる。この場合、著作権を保有する者は当該公表について最大限配慮しなければならない。

(8)　その他

町は、応募書類の提出以降、応募者の名称等を公表することができるものとする。

15　優先交渉権者の決定

(1)　審査及び優先交渉権者決定方法

別紙 2 に示す「優先交渉権者選定基準」に基づき、以下により審査を行い優先交渉権者が決定される。

ア　形式審査

提出された応募書類について、以下を確認する。

(ｱ)　技術提案書が技術的観点から見て町の要求する水準を満足する内容と判断できること

(ｲ)　事業計画書が事業としての妥当性を有していると判断できること

(ｳ)　提案価格が予定価格を上回っていないこと

具体的には、応募者から提出された技術提案書を技術的な観点等から、同提案内容が募集要項等に規定された町が要求する水準を満足できるか否か、及び事業計画書についてコストや収益等の点での妥当性を有しているかの審査を行う。町が要求する水準を満足できないと町が判断した場合には、当該応募者は次段階の非価格要素審査及び価格審査に参加できないものとする。

なお、本形式審査の結果は、応募書類が（ｱ）～（ｳ）を満たすことを担保するものではない。

イ　非価格要素審査

アの形式審査を通過した公募参加者（以下「最終審査対象者」という。）を対象に、非価格要素について審査委員会において審査を行い、その結果を踏まえて町は非価格要素点を決定する。非価格要素審査時には、最終審査対象者に対するヒアリング等を予定している。

ウ　予定価格

町は予定価格を以下のとおり設定する。なお、予定価格は平成 26 年 7 月～平成 27 年 9 月の期間については消費税率 8%、平成 27 年 10 月～平成 44 年 3 月については消費税率 10%を前提としている。

予定価格　　5,268,000,000 円　（税込）

エ　価格審査

最終審査対象者の価格提案について、優先交渉権者選定基準により価格点を算出する。

オ　総合評価

非価格要素点と価格点を加算して総合評価点を算出し、優先交渉権者を選定する。

カ　優先交渉権者の決定

町は、最も高い総合評価点を得た最終審査対象者を優先交渉権者として決定し、その結果を最終審査対象者に通知する。優先交渉権者との協議が不調に終わったときは、総合評価点の順位に基づいて次点者（次点者との協議が不調に終わったときは次次点者、以下同様とする）と協議することができる。

(2)　審査結果の公表

審査結果については、審査結果通知後すみやかに、町のホームページにて公表する。

16　優先交渉権者決定後の手続

ア　契約の協議

町と優先交渉権者は、基本契約及び事業契約締結のため必要な契約内容の調整を行うものとする。なお、契約内容の調整は、各契約書案の調整を行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わない。

イ　特別目的会社の設立

優先交渉権者は、本件施設の運営維持管理業務を担当させるために、事業会社たる特別目的会社（以下「本件会社」という。）を会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として適法に設立すること。

本件会社の設立及び運営に関し、次の各号に定める事項を満たすこと。

(ｱ)　本件会社の本店住所地を神奈川県高座郡寒川町とすること。

(ｲ)　本件会社の担当する業務は、本件施設の運営維持管理業務とすること。

(ｳ)　優先交渉権者が応募企業の場合は、株式保有割合が、設立時から事業期間を通じて 100 分の 100 とすること、又は優先交渉権者が応募グループの場合は、代表企業の株式保有割合が、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとすること。かつ、代表企業が本件会社の株主総会における全議決権の 2 分の 1 を超える議決権を保有すること。

(ｴ)　本件会社の資本金額は金 1,000 万円以上とし、事業期間を通じてこれを維持すること。

(ｵ)　本件会社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の定めに従い、会計監査人を置く株式会社として設立しかつ存続すること。

(ｶ)　事業契約上の町の本件会社に対する業務履行請求権を担保するため、本件会社の株式の上に、町を第一順位とする根質権を設定し、当該第一順位株式根質権の設定の対抗要件を具備するために必要な措置をとるほかは、本件会社の株主は、原則として事業契約が終了するまで本件会社の株式を保有することとし、町の事前の書面による承諾なくして本件会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

(ｷ)　株主は、本件会社が債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合には、連帯して本件会社への追加出資又は劣後融資その他の本件会社に対する財政的支援措置を講じること。その他適切な支援措置を講ずることにより、本件会社が本事業における果たすべき債務を履行できるように努力をすること。

(ｸ)　本件会社について、運営維持管理業務を実施するための人員を確保すること。

ウ　基本契約の締結

町と優先交渉権者は、優先交渉権者決定後、基本契約を締結する。

エ　事業契約の締結

町は、本件会社と寒川広域リサイクルセンター長期包括運営責任業務委託事業にかかる事

業契約を締結する。事業契約の締結をもって受託者とする。

オ　その他

優先交渉権者が事業契約を締結しない場合は、最終審査対象者の中から 15(1)オの総合評価における順位付けの高い者から順に契約協議を行い、(ｱ)提案価格又は(ｲ)契約協議の相手方である当該最終審査対象者の提示した提案価格のいずれか低い金額の制限内で、かつ、履行期限を除くほか当初公募に付するときに定めた条件の範囲内にて、随意契約を行うことができる。

17　契約保証金

(1)　契約保証金

受託者は、委託費が最も高額となる処理量推計値に基づく年間の委託費総額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）に、100 分の 10 を乗じた契約保証金又はこれに代わる保証等の担保を町に提供する。

18　その他

(1)　審査結果についての説明請求

参加資格が認められなかった者及び優先交渉権者とならなかった者は、その理由について町に対して説明を求めることができる。

ア　説明請求の期日等

審査結果についての説明を求める場合には、町が審査結果を通知した日の翌日から起算して 10 日以内（期間中の町の休日を除く。）に 3(1)の担当部局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）又は持参によるものとし、持参の場合は 9 時から 14 時までとする。

イ　説明請求に対する回答

説明を求めたものに対する回答は、説明請求を受けた日の翌日から起算して 7 日以内（期間中の町の休日を除く。）に書面により行う。

(2)　費用負担

応募に際し必要な費用はすべて、応募者の責任と負担による。

(3)　使用言語等

本公募説明書に関するすべての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また募集要項、質疑、審査等における通貨は円、単位はメートル法とする。本公募説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

別紙　優先交渉者選定基準

1. 総合評価の方法

予定価格を超過していない最終審査対象者について、「価格点」と「非価格要素点」の合計によって「総合評価点」を算出し、総合評価点がもっとも高いものを、優先交渉権者とする。

総合評価点　＝　価格点　＋　非価格要素点

総合評価点は 100 点を満点とする。
価格点と非価格要素点の比率は、70：30 とする。

2. 価格点の算出方法

各最終審査対象者の提案価格について、以下の算式に基づいて価格点を算出する。
点数は、小数点以下第 3 位を四捨五入した値とする。

（価格点）　＝　（全応募者中の最低提案価格 ÷ 各応募者の提案価格）× 70（点）

（例）A 社提案価格 40 億円（最低提案価格)、B 社提案価格 45 億円の場合

A 社の価格点　＝　40 億円　÷　40 億円　×　70（点）　＝　70.00 点
B 社の価格点　＝　40 億円　÷　45 億円　×　70（点）　＝　62.22 点

3. 非価格要素点の算出方法

（1）評価項目と配点

非価格要素の評価項目及び配点は以下の通りである。

図表　非価格要素の評価項目及び配点

評価項目		評価の視点	配点	
業務実施体制		・特別目的会社の経営の体制（構成員、協力企業や役割分担の明確さ等） ・運営の組織体制、資格者を含む人員配置、連絡体制、構成員のバックアップ体制　　など	20	
運転管理業務に係る計画	事業準備期間の計画	・事業準備期間における運営準備業務の具体性、的確性　　など	5	20
	運転管理計画	・各搬入物に関する高い水準の分別を達成するための方策 ・運転員の技術向上や定着率向上等のための方策　など	15	
施設の長寿命化に向けた維持管理の考え方		・予防保全、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの低減に向けた考え方 ・事業期間終了後の計画外の修繕・補修等の発生抑止策　　など	15	
維持管理業務に係る計画		・事業期間にわたる維持管理計画の具体性、的確性 ・特定部品を含む必要資材等の調達先、調達方法 ・事業期間終了時の施設確認の方法、円滑な引き渡し方策　　など	10	
リスクへの対応能力	技術面での対応能力	・搬入物の量や質に関する短期、長期の変動への対応の考え方 ・トラブル発生時の対応プロセス及び対策 ・セルフモニタリングの方法及び内容　　など	15	20
	財務面での対応能力	・事業計画の合理性、固定費・変動費への配分の合理性 ・財務面の耐久性　　など	5	
地域への配慮		・地元企業の活用に関する提案 ・地域社会への配慮に関する提案 ・リサイクルの促進、地球温暖化防止等、環境負荷の低減に向けた提案　　など	15	
合計			100	

（2）点数化方法

各最終審査対象者の提案内容について、各項目に関して以下に示す「評価点の付与の考え方」に基づいて評価を行い、評価点を算出する。

図表　評価点の付与の考え方

評価	評価内容	採点の算出方法
A	優れている	配点　×100%
B	やや優れている	配点　× 75%
C	普通	配点　× 50%
D	改善の余地がある	配点　× 25%
E	改善が望ましい	配点　×　0%

点数は 0.3 倍して 30 点満点とした後、小数点以下第 3 位を四捨五入した値とする。

（例）A 社の配点が 87.5 点の場合

A 社の非価格要素点　＝　87.5　×　0.3　＝　25.25 点

4. 総合評価点の算出方法

価格点と非価格要素点から、1 に示す算式に基づき、総合評価点を算出する。

（例）A 社の価格点が 70.00 点、非価格要素点が 25.25 点の場合

A 社の総合評価点　＝　価格点　＋　非価格要素点
＝　70.00 点　＋　25.25 点　＝　95.25 点

参考資料　主要な契約条件

1　基本契約

1．1　特別目的会社の設立

(1)　優先交渉権者は、本事業を担当させるために、事業会社たる特別目的会社（以下「運営事業者」という。）を会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として適法に設立すること。

(2)　本件会社の設立及び運営に関し、次の各号に定める事項を満たすこと。

ア 本件会社の本店所在地を神奈川県高座郡寒川町とすること。

イ 本件会社の担当する業務は、本施設の運営維持管理業務及び基本契約において本件会社が担当すべきとされるその他の業務とすること。

ウ 構成員の株式保有割合が、設立時から事業期間を通じて原則 100 分の 100 とすること。また、代表企業の株式保有割合が、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとすること。また、代表企業が本件会社の株主総会における全議決権の 2 分の 1 を超える議決権を保有すること。

エ 本件会社の資本金額は金 1,000 万円以上とし、事業期間を通じてこれを維持すること。

オ 本件会社は、会社法の定めに従い、会計監査人を置く株式会社として設立しかつ存続すること。

カ 事業契約上の町の本件会社に対する業務履行請求権を担保するため、本件会社の株式に対して町を担保権者とする第一順位の担保権を設定し第三者対抗要件を具備するために必要な措置をとるほかは、本件会社の株主は、原則として事業契約が終了するまで本件会社の株式を保有することとし、町の事前の書面による承諾なくして本件会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

キ 株主は、本件会社が債務超過に陥った場合又は資金繰りの困難に直面した場合には、町と協議の上、その合意した内容に従い、事業契約に定める一定の責任限度の範囲内において、連帯して本件会社への追加出資又は劣後融資その他の本件会社に対する財政的支援措置を講じること。その他適切な支援措置を講じることにより、本件会社が本事業における果たすべき債務を履行できるように努力をすること。

ク 本件会社について、運営維持管理業務を実施するための人員を確保すること。

1．2　談合等の不正行為への対応

(1)　談合その他の不正行為が生じた場合、事業契約が解除されるか否かに関わらず、優先交渉権者は、町に対して、賠償金として事業契約に定める委託費総額の 10 分の 2 に相当する額に委託費の支払の日から当該賠償金の支払いの日までの日数に応じ、履行期日時点における政府の契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項及び第 14 条の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率に相当する率を乗じて計

算した額の利息を付して支払わなければならない。

２　事業契約

２．１　契約保証金

(1)　運営事業者は、委託費が最も高額となる処理量推計値に基づく年間の委託費総額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）に、100 分の 10 を乗じた契約保証金又はこれに代わる保証等の担保を町に提供する。

(2)　運営事業者が、本契約に基づいて町に対し賠償金又は違約金を支払うときは、町は、本条に規定する契約保証金又はこれに代わる担保等をもって、これに充当するものとする。

(3)　違約金の定めは、違約金額を超える損害が町に発生した場合、町が運営事業者に対して当該超過実損害額の賠償請求を行うことを妨げるものではない。但し、運営事業者に故意又は重過失がある場合を除き、町は運営事業者に対し、当該違約金額と併せ、責任限度額を超えて、かかる損害賠償請求権を行使しないものとする。

２．２　人員の確保

(1)　運営事業者は、要求水準書に記された各年度の業務を実施するために必要な人員を確保する。

(2)　運営事業者は、事業期間中の人員計画並びに翌年度の人員計画を町に提出し、町の確認を受ける。

(3)　町は、要求水準書に記された自らの人員計画を変更する必要が生じた場合、運営事業者と協議の上定めた期日までに、運営事業者に対してその旨を通知する。

(4)　運営事業者は、前項に示した通知を受領した場合、町の人員計画の変更に伴い発生する新たな人員計画及び委託費の変更額の見積を町に提示する。この場合、運営事業者は、合理的な理由なく町の通知への対応を拒否できない。

(5)　町は、前項の人員計画と委託費の変更額の見積の内容を確認する。ただし、町が確認するに際し、委託費の変更額の根拠は当初の委託費の人件費、経費等に基づくものとする。

(6)　町は、前項で確認した人員計画及び見積に従って委託契約を変更する。

(7)　運営事業者は、本件業務の遂行に必要な有資格者については、関係機関への届出期間及び事業準備期間等を考慮し確保する。

２．３　運営維持管理業務

(1)　運営事業者は、運営維持管理業務開始前に、事業期間全体における事業実施計画書を提出し、町の確認を受ける。また、毎年 9 月末までに翌事業年度の年度実施計画書を提出し、町の確認を受ける。（事業実施計画書と年度実施計画書を総称して、「事業実施計画書等」という。）

(2)　町と運営事業者は、事業実施計画書等に基づき、毎年度本施設の運営維持管理の方法について協議する。また、町は運営維持管理の状況を確認し、必要に応じて事業実施計画等を本施設の現状に即した内容に改定するよう求めることができる。

(3)　運営事業者は、事業期間終了時に本施設が要求水準に示した機能を維持できるよう事業実施計画書等を策定し、これを実行する。

(4)　町は、本施設の機能を事業期間終了時において維持されることの説明を求め、必要に応じ、事業実施計画書等の改定並びに適切な運営維持管理を求めることができる。

(5)　性能未達状態が生じた際に、運営事業者は直ちに当該処理性能未達事態に至った原因の分析を行い、町に報告するものとし、当該処理性能未達事態の解消に向けた必要な措置を講じるものとする。

(6)　搬入資源物の受入ができなくなった場合、年間の委託費のうち固定費を日割りし、搬入資源物の受入ができなくなった日数分の委託費に 1.1 を乗じた金額を減額する。

(7)　資源化物の品質が、要求水準書に示す品質基準を下回っていることが判明した場合、当該年度における委託費のうち、品目に応じて当該年度の 2 か月分の固定費又は品質基準を下回っていることが判明した日から次回入札日までの日数分の固定費の金額の 100 分の 5 を減額する。

２．４　日常業務の実施

(1)　運営事業者は、毎年度策定する年度実施計画書に従って、要求水準書に記された業務を実施する。この場合、運営事業者において、業務実施中に実施計画について変更、協議の必要性が生じたとき、総括責任者は、町が定める町の管理責任者と協議し、協議の結果を事業実施計画書等に反映する。また、町において、業務実施中に実施計画について変更、協議の必要性が生じた場合、町の管理責任者は、運営事業者の総括責任者と協議する。この場合、総括責任者は、協議の結果を事業実施計画書等に反映する。

２．５　処理対象物の受入れ等

(1)　町は、搬入する資源物の性状が要求水準書に記載される処理対象物の性状に近い品質を確保するよう広報、啓発活動等を行う。

(2)　本施設に搬入される資源物の性状が要求水準書に記載される処理対象物の性状から大幅に逸脱しない限り、町は、資源物の性状を原因とする委託費の見直しその他費用を負担しない。

(3)　本施設に搬入される資源物の性状が要求水準書に定める処理対象物の性状から大幅に逸脱していることが判明した場合、町は、各基準値を遵守することが困難であるかどうかについて確認し、必要に応じて運営事業者と対応策について協議する。

(4)　本施設に搬入される資源物の量が要求水準書記載の量から大幅に変動した場合には、委託費の変更について協議を行う。

２．６　処理不適物の取扱い

(1)　運営事業者は、受入供給設備において目視検査等を行い、受入れた資源物の中に処理不適物がないことを確認するよう努める。

(2)　運営事業者は、受入れた資源物の中に処理不適物が確認された場合には、処理不適物を排除

しなければならない。

(3)　町は、資源物の搬入者に対して広報・啓発活動等を行うことにより、処理不適物の混入を未然に防止するように努める。

(4)　運営事業者は、排除した処理不適物を、処理不適物の貯留設備に貯留し、町が指定した場所まで搬出する。搬出された処理不適物は町が処分する。

(5)　処理不適物の混入が原因で本施設に故障等が生じ、当該故障等の修理のために費用が発生するときは、運営事業者がその費用を負担する。ただし、善良なる管理者の注意義務を尽くしても当該処理不適物を排除することができなかったことを運営事業者が明らかにした場合は、町が当該費用を負担する。

２．７　トラブル時の取扱い

(1)　運営事業者の業務範囲において、施設･設備の故障･事故その他のトラブルが発生した場合、運営事業者は町の管理責任者に報告するとともに、必要な措置を講ずる。

(2)　運営事業者は、当該トラブルが発生した場合、原則として運営事業者が必要な措置を講じ、それに係る費用を負担する。ただし、町に帰責事由がある場合はこの限りではない。

２．８　委託費の見直し

物価変動による委託費の見直しに係る評価指標は企業物価指数(総合)をもとに行うものとし、前年度 8 月から当該年度 7 月までの企業物価指数(総合)をもとに、固定費及び変動費単価のそれぞれごとに±3.0%の許容範囲を置く。許容範囲を逸脱した場合、評価指標をもとに固定費及び変動費単価について補正を行い、当該年度の委託費(固定費及び変動費)を算出する。

２．９　特定調達品の調達

(1)　町は、施工企業等との間で要求水準書別紙 5 に定める特定調達品の調達等に係る協定書を合意し、運営期間中、施工企業等をして同記載の事項を遵守せしめる。

(2)　運営事業者は、当該協定書に基づき、施工企業が開示した特定調達品ごとに合理的な取引条件にて調達することができる。

２．１０　事業期間終了時の取扱い

(1)　町は、原則事業期間終了をもって本事業を終了するものとする。ただし、町は、事業期間終了の 3 年前までに、運営事業者による本施設の運営維持管理の継続の意思の有無について運営事業者に申し出るものとする。

(2)　前項の申し出に応じ、町と運営事業者は、本施設の運営維持管理の終了方法又は継続について協議を行うものとする。

(3)　前項にて本施設の運営維持管理を継続する場合、事業期間終了後の運営業務に関する委託費は事業期間中の委託費に基づいて決定するものとする。

(4)　運営事業者は、要求水準に規定された性能要件の満足を確認するため、本施設の機能確認、性能確認を実施し、その結果を町が確認する。

(5)　確認検査実施時に本施設の要求する水準を満たさないことが明らかとなった場合、町による委託費の支払いを留保し、施設の改善・合格を条件に、留保した委託費を支払う。

(6)　運営事業者は、事業期間終了後 1 年の間に、本施設に関して運営事業者の運営維持管理等に起因する性能未達が発生した場合には、修繕等必要な対応を行う。

２．１１　違約金

町は、運営事業者の帰責事由により本契約が解除された場合、運営事業者に対し、処理量推計値に基づく年間の委託費総額（消費税相当額を含む。以下同じ。）に 100 分 10 を乗じた違約金を請求することができる。

２．１２　不可抗力

不可抗力が生じた場合において、本施設につき、損害額及び増加費用額の合計額が、一事業年度につき、累計で年間の委託費の 100 分の 1 に至るまでは、運営事業者が当該損害額及び増加費用額に相当する金額を負担するものとし、これを超える額については町が負担する。

２．１３　損害賠償

町は、運営事業者の帰責事由により本契約が解除された場合、解除に伴い発生した損害を算定し、委託費総額の 10 分の 1 に相当する金額を上限として、損害賠償を請求することができる。